

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階
TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570

発行日 2023年4月11日
発行人 慶島 譲治

交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

【国交省が「港湾労働者不足対策アクションプラン」要請に回答】

制度施行後における検討の場の設置を確認！

3月16日、交運労協は、昨年7月に国土交通省が策定した「港湾労働者不足アクションプラン」について、同省港湾局に対して要請行動を行った。

要請において、趣旨について意見交換を行ったものの、結論として、同プランに盛り込まれた「事業者間の協業の促進(お手伝い特例)」に対する、全港湾の「大手事業者の新規参入を認めれば、当該港の既存事業者の経営基盤を揺るがし、港湾労働者の雇用不安を招く」との懸念を拭うことができなかつたことから、港湾局の奈良港湾経済課長は、「手伝いを行う側と受ける側の事業者を事前にチェックする『チェック機能』について省内で検討したい」と回答し、要請行動は終了した。



(※詳細はFAXニュースNo. 15参照)

翌17日、交運労協政策推進議員懇談会の事務局長である森屋隆参議院議員は、参議院国土交通委員会において、本件に関して「事前にチェックすることが、港湾運送事業法の趣旨として、ぎりぎりのラインであり、丁寧に対応して頂きたい」と質問を行った。この質問に対し、斉藤国土交通大臣は、「しっかり関係する皆様に対して丁寧に説明をして、原点を忘れないようにしたい」と答弁した。

この大臣答弁を踏まえ、港湾局は、制度導入後の施行状況をチェックするための検討会(特定限定許可に係る運用状況検討委員会)を設置することとし、4月10日、森屋議員同席の下、港湾局より、あらためて要請に対する回答を受けることとなった。

冒頭、港湾局の徳港湾経済課課長補佐より「3月16日に要請をお受けした後、翌17日の国土交通委員会後に斉藤大臣から示された方針を踏まえ、港湾局長の指示により、回答案をお示しさせて頂いたが、交運労協の受け止めに伺いたい」との質問があり、慶島事務局長は「要請に対する、この度の貴省の対応について感謝を申し上げる。事前に回答案が示されたことから、当該の全港湾とも検討した。結果として、我々の要請の趣旨を汲み取って頂いたものと確認してきたところである。したがって、交運労協として今次回答を受諾したい」と回答を行った。



続いて、住野議長は挨拶の中で「この度は、港湾に働く現場の声を踏まえ、回答頂いたことに感謝を申し上げます。引き続き、持続可能な港湾運送事業を推進していく上で、現場の労使だけではなく、様々な関係者が連携と協働をもとに進めていくことが、今後、より一層に重要となると考える。引き続きのご協力をお願い申し上げます」と述べた。



次に、全港湾の鈴木委員長より「本日、このような場を設定して頂いた交運労協と森屋議員に、併せて、貴局には我々の職場で深刻化している人材不足への取り組みを



行政として取り組んで頂いていることに感謝を申し上げます。そして、同プラン導入の問題点を指摘したところ、今次回答にあるとおり、制度施行後における検証の場を設け、我々が懸念していたことを払拭して頂いたことに、重ねてお礼を申し上げます」と挨拶した。

以上をもって、回答内容について確認し、回答書の手交が行われた。

最後に挨拶した森屋議員は、「この度、貴局にはスピード感をもった対応と、要請の趣旨を汲んで頂いたことに感謝申し上げます。常日頃から斉藤大臣も、交通運輸・観光サービス産業全般に亘って、現場の意見を反映していきたいと主張して頂いている。今後、同プランに関して、何か疑義が生じれば、協議にあたって頂けるものと確信している。貴局にはご苦労をお掛けするが、引き続きの対応をお願いします」と述べた。



以上をもって、「港湾労働者不足対策アクションプラン」に関する課題は、一定の整理が図られたところである。交運労協は、引き続き、各構成組織が抱える課題解決に向けて、取り組んでいくこととする。なお、あらたに設置する「特定限定許可に係る運用状況検討委員会」の内容は以下の通りである。

【メンバー】

国交省港湾局、港湾労働組合、日本港運協会、各地方運輸局海事振興部担当課

【開催スケジュール】

第1回目は、施行規則の施行後1年を目途(2024年4月)、以降は年1回を目途

【議題】

- ・ 特定限定許可の各地域での施行状況・運用状況
- ・ 労働組合、日港協、地方運輸局が把握している特定限定許可に係る課題について

以上